

平成十九年六月二十六日提出
質問第四二三号

ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する

第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

ロシア極東サハリン州当局が発行した冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」に関する

第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第三九六号）を踏まえ、再度質問する。

- 一 「前回答弁書」では、平成十八年六月二十日にサハリン州政府によって発行された冊子「露日関係のクリール諸島（千島列島）」（以下、「露日関係のクリール諸島」という。）について、「我が国固有の領土である北方領土がロシア連邦によって不法に占拠されている現状を考える時、ロシア政府に対しても何らかの意見を伝える必要があると思料するが、政府の認識如何。」と問うたのに対し、「我が国は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、ロシア連邦政府との間で交渉を行っており、その過程等において、北方領土問題に関する我が国の立場については、累次にわたってロシア連邦政府に伝えてきているところである。」との答弁がなされているが、右は「露日関係のクリール諸島」についての意見をロシア連邦政府に対して伝えてきているというのか。確認を求める。

- 二 一について、伝えているとするならば、意見を伝えた日にち、場所、意見の内容及び日本側の誰から口

シア側の誰に対して意見を伝えたのか明らかにされたい。

三 「露日関係のクリール諸島」は、我が国が望む形での北方領土問題の解決にどのような影響を及ぼすと外務省は認識しているか。

右質問する。